

# くらし支える相談センターニュース 第10号

電話番号 052-916-7702 (FAX兼用)

電話受付時間 月曜～金曜 午後1時～午後5時 北区平安2-1-10-701

E-mail: kurashi.soudan@gmail.com 2013年11月22日発行

## 相談員が中日新聞に取り上げられました！

当相談センターの相談員が、中日新聞朝刊（10月23日付）「キラリ人生」のコーナーで取り上げられました。

新聞を読んだの相談は25件以上になります。また、東京新聞にも掲載され、千葉県の方からも相談がありました。

寄せられた相談では、生活保護が23.7%、続いて相続、医療介護などとなっています。いずれ生活保護が必要となるであろうという方からの相談もあり、切実な生活の実態が反映した相談内容となっています。



戦後最大の制度改変。  
いのちの切り捨てにNO！

生活保護法改悪案

生活困窮者自立支援法に反対です。



今年6月の通常国会で多くの国民の反対の世論におされ廃案になった生活保護法改悪案

が再び国会に提出され、参議院は残念ながら通過し、現在衆議院で議論されています。

「水際作戦」を合法化し、扶養義務の強化により事実上扶養を生活保護の要件化としているものです。生活保護の利用がさらに困難になり、憲法25条で保障された生存権を崩壊させる内容ですので、断固反対です。

生活困窮者自立支援法は、要保護者が対象にならないとされており、生活保護につなぐための制度となっていません。相談窓口が稼働層を支援事業に押し込み、生活保護から遠ざけて利用させない「沖合作戦」を行う可能性があります。就労訓練事業においても、労働者としての権利が保障されない無権利状態におかれる可能性もあり、貧困ビジネスに食い物にされる恐れがあります。

## 相談センターたまり場だより

ホウネット「映画を見る会」は、10月9日、「原発の町を追われて」一避難民・双葉町の記録一を鑑賞しました。

<http://genpatufutaba.com/>

埼玉県へ町ごと避難した双葉町の人々の避難生活を丁寧に生活者の視点の中でカメラを回しています。

廃校になった高校校舎での避難民の生活は憲法25条のいう、健康で文化的な最低限の生活とは遠いものです。

この人たちを避難所で2年余りも過ごせた政治とは何でしょうか。これを見た後、あまりに辛くて言葉がありませんでした。  
相談員S

## 書籍の紹介

「自立生活サポートセンター・もやい」理事長の稲葉剛さんが、「生活保護から考える」（岩波新書）を出されました。

当事者に近い視点から、生活保護問題の全体像に迫る著作です。

是非お読みください。

<相談センターのホームページ>  
[www.kurashi-soudan.info/](http://www.kurashi-soudan.info/)  
<相談センターのブログ>  
[ameblo.jp/kurashisoudan/](http://ameblo.jp/kurashisoudan/)

## 事例報告

今回は、暮らし支える相談センターが、受けた相談が具体的に解決されていくようにと、相談員同士の連携プレー、公的・準公的機関、各種団体とのつながりを生かした対応事例のいくつかを紹介します。

### 【事例1】

相談内容—女性。サラリーマンの夫が7月死亡。準確定申告がいたと言われた。確定時期はまだ先だが、どうしたらよいか。

相談対応—税に詳しい相談員に連絡、相談対応してもらう。準確定申告とは、その年に所得のある人が死亡した場合、4か月以内に申告しなければならない。早く申告するようにとアドバイスしていただいた。

### 【事例2】

相談内容—女性。兄（独身、30代）が、うつ病で2年前退職。退職金で生活。住宅ローンが残っている。時々訪問するが、外部との接触をまったく断ち、食事もネットで購入、通院もしていないようだ。今後の兄の生活費、病気治療が心配。

相談対応—名古屋市には2区に1か所の割合で、精神障がい者が地域で暮らして行くための相談センターがあることを伝え、理解してもらったうえで当該の精神障害者地域生活支援センターに連絡、対応確認のうえ、相談者にセンターを紹介する。相談者から出かけるとの返事あり。

### 【事例3】

相談内容—女性。両親は借家で2人暮らし。父が要支援2と認定され、区の福祉課に、トイレを改修したいが、借家が古すぎるので改修してよいかどうか相談したが、要を得なかった。どうしたらよいか。

相談対応—予防給付（要支援1,2）の窓口

は各区に2、3か所ある「いきいき支援センター」であることを伝え、両親の住む学区を確認し、該当の「いきいき支援センター」を紹介、福祉用具、市営住宅希望など相談するようにアドバイス。

### 【事例4】

相談内容—女性。夫は契約社員、来年3月で契約切れ、融資を受けてカフェをやりたいと言っているが、不安。

相談対応—相談者の居住地を考え、中小零細業者の営業と生活を守る運動をすすめている名古屋北部民商を紹介。

### 【事例5】

相談内容—54歳の男性。区の相談窓口で生活保護適用となった。一時保護施設などに不安がある。自宅で暮らす方法はないか、聞きたい。

相談対応—北区には、市内唯一の名古屋市認定の生活保護受給者用住宅物件を取り扱っている中間施設事業者、「三徳舎」社がある。暮らし支える相談センターとも協力関係にあり、早速連絡、相談対応をお願いします。

### 暮らし支える相談センターとは

「弁護士法人名古屋北法律事務所」と「暮らしと法律を結ぶホウネット」が共同で運営。市民の皆さんの暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用・失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話で受付し、地域の専門の団体や個人の方々の力も借りながら解決に向けお手伝いをしています。

#### ＜無料法律相談も＞

毎週金曜日13時30分～15時

暮らし支える相談センターにおいて事前予約制です。相談センターまで